

昭和二十一年十一月

新人口政策基本方針に関する建議

財団法人 人口問題研究会

目次

一 建議

人口政策委員會設置要綱

人口政策委員會部會審議事項

人口政策委員會委員名簿

一 經過概要

経済的基礎の大量喪失により、我が国の生産能力は大幅に縮小し、人口と人口収容  
力との間の均衡は甚だしい程度に破壊された。類例のない過剰人口は今や下然たる事  
実である。最近の深刻な社会不安は一部は敗戦に不可避な混乱に過ぎないが、その少  
なからざる部分は明かに過剰人口の所産である。この二つはこれを截然区別すること  
は困難であるが、前者が主として過渡的現象なるに對し、後者はその放置さるる場合  
には、時とともに苛烈を加へ、国家の再建をして永久に不可能ならしめる惧れがある。  
文化国家建設の至高の要請に顧み今こそ適切強力なる対策の確立さるべき秋である。  
対策の基調は失はれた均衡の恢復であるからその手段は二つある。一は経済再建に  
よる人口収容力の拡大強化であり、他は人口そのものの調整である。  
惟ふに一國経済力の拡大はあらゆる時代を通じての不变的目標であるから、これを  
もつて過剰人口対策とのみみるのは謬りである。然し過剰人口は人口収容力に對する  
相対的概念である。人口がいかに大であり、その増勢がいかに激しくとも、もし人口  
収容力がこれに伴ひうるならば、過剰人口は起りえない。然らばいかにして、またい

かなる程度に我が国の人口収容力を高めようかは、決定的意義をもつ問題である。本委員会第一部会がこれに主力を傾けた理由はこゝにある。(第一部会は人口の収容力及び分布に関する部会)

然しながら経済的基礎の壊滅的打撃に顧み、人口収容力の将来に過大の希望を繋ぐことはできない。極度に縮小された生産能力から生ずる乏しい収益はその少なからざる部分を復旧と賠償に、即ち直轄人口扶養に充当しえざる用途に割かねばならぬ。

住宅問題の一つをとつても、復旧だけに四百数十万戸の建設を必要とする。もし年々百万の人口が増加すれば、そのため更に年々二十万乃至三十万戸を追加せねばならぬ。他の消費財についても全く同様であつて、この巨大な支出が拡大、再生産の不可欠的前提たる資本の蓄積を根本から阻害しないかどうかは一考するまでもない。かかる事情の下においては刻下の要請たる完全雇用の如き、到底期待さるべくもないであらう。特に考慮を要するのは、国際関係の恢復された後の状態である。過度の土地料用によつて農産物の生産費は異常に昂騰し、安価な輸入品によつて壓倒される惧れが

ある。製造工業も亦原料の入手難及販路の制限によつて自由な拡大は望まれない。これを今後実現されるであらう。周辺諸国の工業化と併せ考へれば貿易の振興に寄せられ、た過大の期待は根柢薄弱である。

如上の理由から、人口収容力の拡大のみによる過剰人口の解決は至難であつて、その結果として人口調整が若しく促進されるであらう。我が国人口は今次の未曾有の大戦を通じ、予想を裏切つて異常な増加を示し、敗戦の結果更にこれに数百万の帰還同胞が加へられ、その密度は今や驚異的高率に達した。この際空想的拡大主義に準據して構想された従来の増殖政策は根本的に是正されねばならぬ。特に将来期待される文化国家は経済力と人口との均衡をえたものでなければならぬ。かかる均衡獲得の一前提たる場合においては出生調節にも建設的なる一面あることを承認せねばならぬ。もとより人口調整はその性質上即時的効果をもちえないし、出生調節に伴ふ諸種の弊害は極力これを防止すべきであつて第二部会はこれに慎重な計議を加へた。(第二部会は人口の資質及び統制に関する部会)

人口政策の不及的目標の一つは死亡率の引下げである。死亡の減少は人口調整の要請に背馳するといふ理由からこれを無視せんとする議論があるが、謬れるも甚だしい。生命と財産の保護は国家の最大義務であつて、極めて特殊な場合を除いてこれを冒すことはできない。そしてその保護の厚薄こそ、文化の水準を判定すべき基本的指標なりとすれば、いかなる犠牲をもつてしても国家はこれを遂行せねばならぬ。多産多死即ち所謂浪費型増殖を少産少死の節約型に改めることが文化国家の努力目標でなければならぬ。

このため我が国において特に考慮さるべきは、乳幼児及び結核の高死亡率である。第二部会では出生調節に引き續いてこの問題を検討した。附記せねばならぬことは、死亡率引下げの効果の一は勞働生産力の昂揚にあるから、常に國民体位の向上と連結されねばならぬといふことである。死亡率引下げにいかにも成功しても体位低下を防止しえないとすれば、人口の活力は期待さるべくもない。生活水準の低下は当然体位低下を齎す傾此があり、これに対して適切なる予防的措置を講ずべきである。

これと密接な関係に立つものは遺传的悪質の可及的防遏である。国民優生法がみらるべき成果をあげなかつたについては種々の理由があるが特にそれが任意法なることに大きな関係をもつてゐる。われわれはこれを強制法に改めることを必要と認めらるのである。同時に懸質防遏といふ消極的目的は、優生学の眞の目的たる優良質の保護拡大といふ積極的目的によつて裏打あされねばならぬ。特に出生調節に伴ひ易い逆淘汰はこれによつてのみ有効に防止されるのであらう。

### 第一 産業の人口収容力に関する事項

破壊的な戦争の惨禍と「ポツダム宣言」の受諾とによつて極度に深刻になつた過剰人口問題を解決するには当面の急に応ずる幾多の施策とともに着しく減退した人口収容力をあらたなる国際環境の下に民主主義の原理に則つて平和的長期的に再建するに努めなくてはならない。

人口収容力再建の問題はもとよりその根底において生産力の昂揚、分配の公正、消

費の合理化並びに適正なる人口の地域的分布の実現等、夫々の見地から考慮され且つ総合さるべきであるが、ここではその中でも基本的なるものの一と認められる産業の人口収容力再建の見地に一応立場を限定することにした。この見地を中心として特に留意すべき重要な長期基本的なる事項をあげれば概ね以下の如くである。

### 一、再建の目標

我が国の人口は今後における出生調節の努力如何にかかはらず死亡率低下の傾向が続く限りは、昭和三十年約九千万人、同五十年約一億一千万人に増加するとともに、要就業人口は昭和三十年において約四千三百万人、同五十年において約五千二百万人に激増すると認められるから、人口収容力の再建にあたっては要就業人口に対して完全就業を確保するとともに、その生活程度を持続的安定的に向上せしめて文化民族としての完成を期することにならなければならない。

### 二、再建の方向

今後激増する要就業人口の収容については農林水産業に多くを期待すること



ができない。但し現在の農林水産業の人口収容力が急激に著しく減少せざるやうにすること。

(4) 農林水産物に対する需要は今後の三十年間にわたる人口の増加に伴つて激増するとみられる。

(ロ) 然し農業については我が国では耕地拡張による農業人口増加の可能性に乏しい。現在の農林省の開拓計画では従来の我が国になほ残存してゐた開墾千拓地地百六十五万町歩を昭和二十年以降の六年間に開拓することになつてゐるが、これによつてあらたに收容しうべき農家は最大限百万戸、就業人口にして二百万人乃至三百万人に過ぎない。

(ハ) 又必要とされる食糧その他の農産物の増産を実現するには耕地の拡張と併せて「集約化」によつて反当収量を増大することにしなくてはならないが、然しこの場合かかる集約化が果して農業人口の増加を可能ならしめるかは疑問である。寧ろこの際の農業生産の増加は生産の「迂回化」によらなくてはならなく

なるから、増加するのは農業人口ではなくして工業、鉱業、交通業等の非農業人口であるといふことになると思はれる。

□ なほ「集約化」の結果は生産費が増著すると思はれるが、我が国の農業はすでに以前から、より粗放的な海外農業の競争に苦しめられてゐたくらいであるから、今後有効なる保護を保障されない限りは現在の農業人口さへ維持することが困難にならないと思はれる。

○ 従つて農業の人口収容力の減退を極力防止するためには次のことが必要である。

- A 肥料の増産に努め国内における農業生産物の増加の基礎を確立すること。
- B 食糧の輸入はこれを計画的たらしめ、その量を調整すること。
- C 現在の用石六ヶ年計画は耕地の拡張のみに着目せず、農民生活の安定を考慮してこれを再檢修正すること。
- D 農業の有畜化、機械化及び高産化を促進すること。

E 適地適作の原理の貫徹に努めるとともに農家の安定のために多角経営化を促進すること。

F 農産加工を興すこと。

G 適正規模農家の基準を再検討すること。

㉞ 水産業は食糧資源、特に蛋白質給源として重大なる意義をもつから沿岸漁業の飛躍的改善とともに遠洋漁業の恢復に努めること。林業の收容人口は大なるを期しえないが一般人口收容力の基礎たる国土の生産力を保持培養するためには戦時濫伐により荒廢せる山林の復興に努めること。

② 将来にわたつて激増する要就業人口に完全就業を確保するには人口收容力の増大に資すべき平和的な工業、鉱業及び交通業の再建發展と、それ等の産業に従事する人口の増加とに最も大きな期待をかけるほかはない。これ等の産業の再建發展のためには就中次のことが必要である。

(1) 我が国は工業、鉱業及び交通業の再建發展にとつて特に必要なる原料と動力と

資本とに及し。

A 従つて資本については国民貯蓄の増大等により極力国内資本の形成に努めるとともに、差し当りは特にこれと併せて外資の輸入に努め、それに必要なる諸般の態勢を整へること。

B 原料については国内資源の開発利用に努めるとともに自給困難なる部分の輸入が保障されうるやうに諸外国の理解ある協力を獲得するに努めること。

C 動力については水力電気の開発に努めるとともに、石炭についてその開発と輸送施設の拡充とに努めること。

(四) 原料と資本とを海外に依存せざるをえない結果として今後はその限りにおいて輸出貿易並びに国際観光事業の発展に努力せざるをえないことになる。このためには就中次のことが必要である。

A 東洋諸国の工業化の趨勢に鑑みて製品を逐次高級化するとともに消費財工業と並んで平和的な生産財工業の発達をも図ること。

B 公正なる方法によつて海外競争力を確保するために低劣賃金を避けて産業の合理化と機械化とを推進すること。

C 貿易機構を改善充実するとともに海運業を始めとして一般に交通業の再建発展に努めること。

D 東洋市場の特殊性から考へて生産の規模は一概に大規模化することをせず、中小工業及び農村工業等に適當したものと生産分野を誤たないやうにするにと。

3 然し今後の人口收容力の再建については徒に輸出の増進のみに期待することなくそれとともに努めて国内市場を開拓拡大することが望ましい。このためには国民一般特に勤労大衆の生活程度を向上せしめるために次のことが必要である。

(1) 生産能率を増進して人口一人当りの生産高を増大するに努めること。

(2) 身分的封建的な觀念を排除して産業の民主化に努め、もつて勤勞の意欲を増進するとともに勞働條件の維持向上を図るため、自動的な組織としての健全なる勞

仍組合運動の発達を図ること。

イ 仍行政組織を画期的に刷新強化するとともに職業紹介及び補導組織の強化拡充を図り、その機能を飛躍的に伸長すること。

ロ 失業対策としての公共事業の有効適切なる運営を期すること。

ハ 社会保険制度の全面的拡充を図ること。適當なる時期において失業保険制度を創設すること。

ニ 生活保護法の適正なる運営に努めるのほか、諸般の社会政策的施設の強化拡充を行ふこと。

ホ 消費生活の合理的改善を図ること。

4. なほ将来にわたつて就業人口の増加を期待しうる産業にはこのほかに商業、公務自由業、家事業等がある。但しこれ等の産業における就業人口はこれを漫然と増加せしめることなく、一般人口の増加とともに生活程度の向上に伴つて増加せしめることにしなければならぬ。

5 将来における生産年令人口激増の傾向に鑑み、上記の人口収容力再建の諸方策の強力なる推進を遂げる半面、失業対策の萬全を期し国民生活保障にあつちる努力を致さなければならぬ。それにもかゝらず過剰人口が存続して国民最低生活の確保が困難となり、従つて我が国の民主的文化的建設に支障を生ずる場合には平和的移民につき列国の理解ある協力を求めるほかないであらう。

〔附 表〕

右の方向における人口収容力の再建が実現されて、生活程度が従来の長期的な上昇傾向を続ける場合には、将来における産業別の人口は次の第一推計の如くなる  
と推定される。

第一推計 (従来生活程度の傾向を保持する場合)		第二推計 (昭和年の生活程度を維持する場合)	
昭和三十年		昭和三十年	
農業	一六五〇万人	農業	一六五〇万人
	三七八%		三七八%
昭和五十年		昭和五十年	
	一六五〇万人		一六五〇万人
	三一%		三一%

水産業	鉱業	工業	商業	交通業	公務自由業	家事業	其他	合計
八二	一〇六四	八七〇	一七二	三二二	一三〇			四、二九〇
一九	二五五	二〇三	四〇	七五	三〇			一、〇〇、〇
九九	一、三二九	一、三一二	二六〇	四四二	二〇八			五、二〇〇
一九	二六二	二三三	五〇	八五	四〇			一、〇〇、〇
八二	六五	七一二	一九一	二九二	一一六		九	四、二九〇
一九	一四	一六六	四五	六八	二七		只二	一、〇〇、〇
九九	九二	一七二〇	八六三	二七二	一四〇		一〇	五、二〇〇
一九	一九	三三四	一六六	五一	六八		〇、二	一、〇〇、〇

この場合には生活程度が假に昭和五年の水準にまで恢復して、それを持続すると假  
 定した場合に予想される第三推計の場合に比して商業、公務自由業等に従事しうる人  
 口が大になるから、鉱業、工業、交通業等に就業することを必要とする人口がヨリ少



くなる。また輸出工業に就業することを必要とする人口もヨリ少くなると思はれる。

## 第二 出生調節に関する事項

「ポツダム宣言」受諾の結果、極めて制限されたる経済的條件の下に、資源乏しく狭隘な国土に、多数の人口を支持しなければならなくなつた我が国において、国民生活の窮迫は出生調節に対する要求を促すこと切なるものがある。もとより現在から近き将来にわたる我が国人口問題の解決に対して出生調節のもつ意義は決して大なるを期待しえない。速かに我が国経済再建の根本計画を樹立し、人口収容力の拡大を図り、社会政策の強化拡充によつて国民生活の安定向上の根基を確保することを人口政策の主眼とすべきはいふまでもないが、現下の国民生活の実情に鑑みれば、好むと好まざるにかかはらず、今後における出生調節の普及は必然の勢であるかの如く思はれる。即ち出生調節に關し人口政策上特に留意すべき事項は概ね以下の如くである。

一、国民生活の現状に鑑み、出生は両親の希望に任せる原則を明かにし、健全なる受

胎調節を行ふことはこれを個人の自由に任せ、受胎調節に關する健全なる宣伝及び教育の自由を確認するとともに適當なる指導機關の發達を図ること。

二 欧米諸国の事實に徴すれば、受胎調節の普及は人為的不妊及び人為的妊娠中絶の普及と平行するもの如くである。人為的不妊及び人為的妊娠中絶については慎重なる考慮を必要とする。

一 人為的不妊は優生学的目的のためには積極的にこれを適用すること。医学上母の保健のために必要な場合にはこれを認めること。

二 人為的妊娠中絶は優生学的目的のためには積極的にこれを適用すること。医学上母の保健のために必要な場合並びに倫理的理由に基く場合（例へば強姦、過失、無知等による受胎にして母が出生を希望しない場合等、但し過失、無知等の範囲については慎重なる考究を要する）にはこれを認めること。

三 医学的目的による人為的不妊及び人為的妊娠中絶については現行法規上の手續を簡易ならしめるとともに医学的適応標準の適當なる緩和拡張を必要とすること。

三 出生調節はやゝもすれば結婚に対する道徳的責任感を減退せしめ、性道徳の頹廢に誘ひ俱れなしとしなむ。ここに鑑み、道徳的觀念の昂揚、特に性道徳の向上に努めること。又正しき性教育の普及徹底を図ること。

四 出生調節の普及は往々にして逆淘汰現象を隨伴する惧れあるをもつて、社会的活動に貢獻の少ない寧ろ障害となるやうな子孫を生むべき家族において出生減退が現はれ、優秀なる資質の子孫を生むべき家族の両親の出生意欲を向上せしめるが如き方策をとる等、出生調節の普及による逆淘汰現象の發現を極力防止するとともに、更に積極的にこれを人口資質の向上に資せしめるやう努めること。但しその具体的方策に關しては幾多の極めて困難なる問題を包含するをもつて別途慎重に考究を遂げる必要である。

五 出生調節に關する保健上有害なる手段の普及を防止すること。

六 受胎調節に關する指導機關の普及發達を図るとともに不健全なる機關の蔓延を防止すること。

七 不健全なる多産の原因となる高き乳幼児死亡率の低下方策を強化徹底せしめると

八 優生思想の普及徹底を図り現行優生政策の任意主義を強制主義に改める等優生政策の強化拡充を行ふこと

九 従来我が国において出生調節に関する調査研究の極めて乏しき事實に鑑み、これ  
が調査研究の飛躍的強化拡充を図り、その結果に基き、出生調節の人口政策的指導  
に遺憾なきを期すること

十 出生調節に関する政府の態度、政策等の発表は往々社会の甚だしき誤解を招く概  
れあるをもつて、この点慎重なる考慮を拂ふとともに眞の趣旨徹底に努めること

一 参 考

委員中出生調節に対する絶対的反対意見の要旨概ね左の如くである。

一 人為的方法により出生調節は婚姻生活の真意義を忘却並びに誤解せしめ、特に婚  
姻そのものに対する道徳的責任感の低減を誘導し、更に男女両性同の人格的尊重を

無視する傾向より惹いては社会一般のさなきたに低下しつつある風俗の頹廢に拍車をかけるものである。右は諸外国、殊に大都市にその実例乏しからざることを衆知の至実である。特に出生調節の実施が倫理的道德の堅固なる基礎を缺く日本国民の上  
に及ぼす悪影響は恐るべきものがある。

一 医学上よりするも出生調節の目的のために実施される人為的不自然なる方法手段は、その効力の不確実なることを問題外とするも、なほ当事者双方の肉体並びに精神に與ふる悪影響は眞論の余地なきところにして、その結果として家庭の和合が破壊され、家庭生活の不幸を招来するものである。

一 人口問題は現在においても亦近き将来においても出生調節の如き不自然なる姑息彌縫手段によつて解決しうるものではない。人口政策は出生調節の如き消極的にして国民の心身を徒に害するに役立つ方法に頼らず、眞に日本国民が平和的國民にして世界の文化に貢献しうる所以を發揮し、ヨリ積極的にしてしかも實際的現実的解決策たる農業方法の科学化、産業の科学的改善、衣食住の合理化より始めて、更に

は東亞諸隣邦及び諸外国との移民政策の研議等を骨子として立案するべきものである。

### 第三 死亡率低減に関する事項

國民の健康を増進し死亡率を低減せしめることは文化国家たる資格の第一義的要件であるとともに人口政策の重要な目的の一つであり、且つ又公衆衛生の向上を企図せる新憲法の趣旨に沿ふ所以である。これかためには公衆衛生及び医療に関する総合的組織の整備拡充を図るとともに、國民栄養の合理化、一般体育向上の奨励普及、細菌の予防及び早期治療、花柳病、寄生虫病等に対する対策等、幾多の施策に努めなければならぬが、就中現在我が國において最も緊急の対策樹立を必要とされてゐる乳幼児死亡及び結核死亡についてその重点的施策を次に列挙することとする。

#### 其の一、乳幼児死亡減少方策

乳幼児死亡率は、一國文化の指標であるといわれる。最近再び著しい増加を示しつつある我が國の乳幼児死亡を減少し、国民生活の幸福と女權を擧ることは文化國家建設の重要な要素である。乳幼時死亡率減少方策の根柢は婦人の社会的地位の向上、特に母性保護の徹底にあることはいふまでもないが、特に留意すべき事項は概ね以下の如くである。

#### 一 健康成熟児の出産促進

出産時体重二、五磅以上あるものは肉體抵抗力強く乳児期に死亡するものは少なく、乳児死亡の大部分は所謂早産未熟児に起因する。死亡統計に示された「先天性弱質」及び「早産」による六割の乳児死亡の全部のほか、約八割に達する「下痢腸炎」及び「肺炎」による乳児死亡の相当部分は健康成熟児の出産促進、即ち妊婦保健保護施策の徹底によつて防止しえられる。

1. 妊産婦手帳制の徹底及び該制度の活用による妊婦保健施策の拡充を図ること。
2. 早産、未熟児分娩の主要原因たる妊娠中毒症、妊婦微毒等の治療を徹底する二

と

(二三)

3 産院産後母体の收容休養施設を設置すること。

4 産前産後の有給休暇制を確立すること。

二 乳児保健施設の拡充

乳幼児体力管理が我が国乳幼児死亡率の減少に寄与したことは数字の明示するところであるが、この制度の強化拡充を図り乳幼児の健康指導を一層徹底せしめる国家的施策と虚弱児等の治療收容を行ふ施設の拡充が最も要望される。

1 乳幼児保健指導行政の拡充を図ること。

2 乳児院、保育院、虚弱児收容院を拡充或は設置すること。

3 罹患母親より乳幼児を隔離する保育組織を確立すること。

三 乳幼児重要疾患による死亡減少施策

麻疹、百日咳、チフテリア、赤痢、疫痢、肺炎、下痢腸炎等のために死亡する乳

児は約二十万、幼児は約十五万に達する。この中死亡数の多きもの、並びに体質弱



化をきたす諸疾患の防止に更に徹底した施策が必要である。

一、肺炎死亡の減少　年十二万に達する肺炎死亡の七〇％は乳幼児期の死亡である

マニシリンの増産及び配給施策により減少しうる。

二、小児伝染病予防措置の徹底　予防注射、血清の製産を促進すること。

三、佝僂病対策の徹底　日本海岸地域の母子にビタミンD等を配給することにより減少しえられる。

#### 四、母子栄養施策の徹底

乳幼児死亡を減少せしめるため母乳栄養の回復が最も必要であるとともに牛乳

乳製品事情の改善、即ち飼料及び乳製品、種牛の輸入促進のほか、母子必需栄養の配給確保を図らねばならない。

一、母乳分泌施策の徹底　母乳栄養の宣伝普及、人工栄養児に対する偏重配給の是

正を期すること、(牛乳、乳製品の配給を受けず、母乳哺育をなす母親に対する栄養殊に蛋白質、脂肪の配給を図る)

二 牛乳 乳製品 乳牛飼料、種牛の輸入を促進すること。

三 離乳期食、穀粉その他乳幼児栄養食品及び治療剤（牛酪乳、その他）の生産増加及び配給確保を図ること。

四 乳児栄養品の合理的配給を行うこと。

五 山羊の飼育を奨励普及すること。

#### 五 母子保健教育の徹底

我が国保健教育は世界文化国中最も低度にして、育児保健の教科書の如きすら莫大なる誤謬を冒してゐる。学校教育及び学校以外の教育における科学的保健教育を一層充実することが極めて必要である。

一 学校教育における保健育児教育の充実及び科学化を図ること。

二 母親教育の徹底及び母親学校を設置すること。

三 巡回教育班を設置すること。

#### 六 乳幼児救済施策の拡充

戦災児、引揚児その他不幸な境遇にある乳幼児の救済施策及び收容所の設置を図らねばならない。

一、乳幼児救済施策の徹底を期すること。

二、乳幼児收容保護施設の普及を図ること。

### 其の二 結核死亡率低減方策

戦前より諸外国に比し著しく高い結核死亡率を示してゐた我が国では、戦時中及び戦後の特殊事情により結核罹病者並びに死亡者の、いづれも一層増加する傾向がみられる。又第一次大戦後の戦敗諸国の前例に徴するも、今後相当長期にわたつて高結核死亡率の継続する惧れがある。よつて政府においては次にあげる如き諸対策を急速に実現せしめ、結核死亡率の上昇を阻止し、更に二十年後には結核死亡率を現在の五分の一、即ち人口万対五の程度まで低下せしめることを目標として努力すべきである。

### 一 予防上の対策

一、結核予防指導線図の拡充整備

- (1) 保健所に結核予防部を新設し、結核予防事業に専任の医師、又像技術者、保健婦を増加すること。
- (2) 保健所の支所として結核相談所を増設すること。
- (3) 移動式診療班を設け、各保健所に配属し、X線その他必要なる器具を載せた自動車により機動的なる予防治療を行ふこと。
- (4) 結核専門医を養成して特定の資格を与へ、B.C.G. X線検査、人工気胸を実施せしめるとして一般医師の結核診療技能の向上を図ること。
- (5) 未感染者に対するB.C.G.接種を励行すること。
- (6) 予防対策の重点的対象
- (7) 工場、作業場その他集団生活を行ふ従業員、学生、教職員、交通従業員、接客業者等
- (8) 国民学校五年以上滿三十年までの青少年
- (9) 結核患者家族

## 二 治療上の対策

1. 国立療養所と医師団療養所とを一元的に統合すること。
2. 国立病院中の相当数を療養所に転換せしめること。
3. 療養所に結核外科部を普及せしめること。
4. 地方綜合病院に結核病棟を附設せしめること。
5. 作業療養施設、恢復者校産施設、養護学校、保護工場及び結核恢復者コロニーを設けること。
6. 精神病院入院者、刑務所受刑者等の特殊対象に対する結核の療養を徹底せしめること。

## 三 行政的措置

1. 結核予防法の改正
- ④ 医師の患者届出制を強化すること。
- ④ 健康診断規定を強化すること。

- イ 工場等の結核予防事業を義務づけること。
- ロ 結婚・就労等に際する健康診断の規定を附加すること。
- ニ 結核行政機構の拡充整備
- ハ 国立及び医療団経営の結核療養所の経営を調整すること。
- ヘ 厚生省に結核局を、地方庁に結核課又は結核係を、保健所に結核予防部を設けること。
- ホ 結核特別附加保険制の創設（別項参考を参照）  
健康保険特に国民健康保険の一層の活動を促すとともに結核特別附加保険制を創設すること。
- ヘ 結核事業に対する国庫負担を軽減し、受益者負担を考慮して自主的体制を確立するためこれを設けること。
- コ 健保被保険者の全部、国保被保険者中十才以上十才までの者を加入せしめること。

四 国民結核予防教育の普及に因する対策

1 国民学校教科目に衛生科を設け、教科書には結核予防に因する項目を掲げること

2 中等以上の学校には専任学校医を配置し、学校における衛生訓練の実施、就中結核予防に努めしめるとともに結核予防教育の徹底を図ること。

3 結核予防に因する映画の複製、各地における文化講演会の開催を利用して結核予防に因する社会教育の徹底に努めること。

4 結核予防会の活動を活発化せしめるとともに国際結核予防協会への加入を促進すること。

5 結核予防その他公衆衛生に関する総合的且つ恒久的なる博物館等を設置し、公衆衛生の啓蒙に努めること。

〔参 考〕

結核特別附加保険制度の提唱

現行社会保険被保険者の中、結核罹病率の高い対象として年令では十才以上三十才までの者と、職業では集田生活を営む業種の者（現行健康保険等の被保険者）を特定してこれに結核予防及び治療の給付を徹底せしめやうといふのであつて、そのために被保険者には一般保険料のほか一定額の保険料の増額払込をなさしめ、健康保険においては事業主、国民保険においては市町村にも負担の増額を課するほか、国家も相当額の助成をなし、これをもつて結核の予防及び療養事業の全財源に充てやうとするものである。これにより従来結核療養所に対する経費、健康診断に要する経費、結核予防接種に要する経費等別々に支出してゐた国庫補助金は一元的となり、一方結核予防事業に關し受益者たる被保険者の一部負担を図ることにより自主的態勢ができることになる。保険給付内容としては定期健康診断、BCG接種、要注意者の生活指導、患者の治療等を行ふ、事業の実施主体は保険組合であるが、X線検査等は保健所に依頼する場合が多いから組合の経費を保健所に納付して保健所事業の拡充に充てるやうにする。入院療養を要する者はこの保険によることとなる。



から結核療養所の入院費は保険によつて賄はれ療養所に対する国庫の支出は形の上でなくなる。

本制度の特徴としては被保険者が該保険による結核の予防施設を充分に利用して長期の療養給付を要するやうな罹病を食ひ止めた者には褒賞的の意味で反対給付を行ふことにしたいと考へることで、このやうな者には満三十才で保険期間満期に達した時（健保被保険者については壽取のとき）相当額の金額を返還するやうにし、生命保険或は従前の徴兵保険の如き性格をもたせることにより、被保険者が自主的に結核予防に努めることを促す一助としたいと考へる。

#### 第四 優生政策に関する事項

国民の素質を改善する必要はいかなる時代においても衰るものではない。況や文化国家建設を目途としてゐる我が国において又出生調節普及過程における逆淘汰現象に直面してゐる現在、優生政策は益々その重要性を加へたものといふべきである。然し

て現在直ちに採るべき方策としては次にあげる如きものがある。

一 強制断種規定の実施

国民優生法実施以来優生手術の実績のあがらないのは、本人又はその家族の任意申請のみに任せてあるからである。国民優生法第六條には遺伝病着の疾患が着しく悪質なる時や、夫婦の双方が同一の遺伝病に罹患してゐる時等で、その疾患の遺伝を防遏することが公益上特に必要であると認められる時は、法規に定められたる医師は本人又はその家族の同意がなくても断種の申請をすることができると規定してあるが、この規定は未だ実施されてゐない。国民優生法の実効を収めるためにはこの規定を発動すべきである。

二 国民優生法の改正

優生手術の実績をあげるためには前項の強制断種規定の発動のほか、次に列記する如き方策をとることが望ましい。但し、その二項についてはその施行の実績が本人の健康を障碍する惧れがあるので、予め十分に研究、検討した上でその採否を決

定すること。

1. 国民優生法に届出規定を設け、市町村長、医師、産婆、保健婦等が遺伝病者の存在を知つたときは、これを地方長官に届出することがきるやうにすること。

2. 遺伝病者が妊娠した場合にはこれを中絶することがきるやうにすること。

3. 遺伝性病的性格によるものと診断された性的犯罪者はこれを去勢することができ、るやうにすること。

4. X線照射による方法は手術を行ふ必要がないから適當な照射量を定めるならば、断種手術よりも容易に実施することができるといふ利点がある。断種手術と併せてX線照射を一方法として採用すること。

5. 優生手術申請の手続を簡易化すること。

三 優秀素質者の教育費全額国庫負担及び育英制度の拡大強化、優秀な素質をもつてゐる青少年は国家がその教育費を全額負担し、また、育英制度を拡大強化して多額の教育費を補助し、もつて優秀健全な人口を保持するやう努めること。

四 優生指導機關の設置拡充を図り、結婚指導その他優生指導の徹底を期すること。

五 優生学に関する知識及び優生思想の普及

一 各医科大学を始め、一般の大学、高等専門学校、中等学校に優生学に関する講座又は学料を設けること。

二 一般人に対し展覧会、講演会、映画会、雑誌、書籍等を通じて優生思想を鼓吹すること。

六 優生問題に関する総合的調査研究の拡充を図ること。

財団法人人口問題研究会人口政策委員会設置要綱

一 目的

ホツタム宣言受諾ニヨル新情勢ニ適応シタル新シキ人口政策ニ関スル各般の事項ノ審議研究ヲ遂ク以テ新日本建設ノ根基タル現下喫緊ノ人口政策ノ樹立実施ニ資スルコトヲ目的トシ本会ニ人口政策委員会ヲ設置スル

二 名称

本委員会ハ人口政策委員会ト称ス

三 事業

本委員会ハ其ノ目的ヲ達成スル為成案ヲ得タル時ハ隨時本会ヲ通ジテ政策ニ建議ヲナス等現実ノ政策ニ寄与スルニ適切ナル措置ヲ講ズ

四 組織

一 本委員会ハ委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

二 本委員会ノ委員長ハ委員ノ互選ニヨリ之ヲ定ム

ヲ 本委員会ニ幹事若干名ヲ置ク

ハ 本委員会ニ専門委員若干名ヲ置ケコトヲ得

ニ 本委員会ニ特定ノ事項ニ関シ部会ヲ設ケルコトヲ得

人口政策委員会部会審議事項

第一部会（人口の収容力及び分布に關する部会）

- 一 將來人口の推計に關する事項
- 一 産業の人口収容力に關する事項
- 一 生活水準と人口収容力に關する事項
- 一 國民所得の分配と人口収容力に關する事項
- 一 人口の地域的分布に關する事項

第二部会（人口の質及び統制に関する部会）

一 出生統制に関する事項

「産児調節」に関する事項

一 死亡率低減に関する事項

① 乳幼児死亡の低減に関する事項

② 結核死亡の低減に関する事項

③ その他死因別死亡の低減に関する事項

一 人口の質的向上に関する事項

① 衛生政策に関する事項

② 体力向上政策に関する事項

③ 文化的資質向上に関する事項

④ 混血に関する事項

## 人口政策委員会建議の件経過概要

戦後人口問題の重要性に鑑み厚生省においては人口問題に関する各方面权威者の参集を求め、昭和二十一年一月三十日同省内で人口問題懇談会を開催した。然るに同問題が複雑多岐に亘り慎重審議の要があるから継続的に委員会を設けてこれを研究せしめるべきであるといふ意向が強かったので、新たに財団法人人口問題研究会に人口政策委員会を設けその研究を継続することとなつた。右人口政策委員会の第一回總會において各委員互選の結果永井亨氏が委員長に選ばれ更に第一部会部会長には那須皓氏、第二部会部会長には下條康麿氏が各々就任した。第一部会は人口の収容力及分布に関する部会、第二部会は人口の資質及び統制に関する部会で夫々の審議事項に付左の日程の通り討議を進め成案を得、本会々長名をもつて、総理大臣を初め関係各大臣に建議するはこびとなつた。

## 会合開催状況



- 總會 五月七日 於依染病研究所會議室
- 第一部會(第一回) 六月二十一日 於厚生省會議室
- 第二部會(第一回) 六月二十八日 於同
- 第一部會(第二回) 七月一日 於厚生省食堂
- 第一部會(第三回) 八月一日 於厚生省會議室
- 第二部會(第二回) 八月五日 於同
- 第一部會(第四回) 八月八日 於同
- 第一部會(第五回) 八月二十四日 於依染病研究所會議室
- 第二部會(第三回) 九月二十一日 於厚生省會議室
- 第二部會(第四回) 十月二十一日 於同
- 第二部會(第五回) 十一月四日 於同
- 第一部會(第六回) 十一月十三日 於依染病研究所講堂
- 第一部會(第七回) 十一月十六日 於厚生省會議室

総会

十一月十八日 於同

総会及び理事会

十一月二十日 於同

人口政策委員会委員氏名（ABC順）

委員長 本会常務理事

経済学博士 永井

享

第一部会部会長本会理事

農学博士 那須

皓

同委員 慶応義塾大学教授

藏林敬

三

同 新日本婦人同盟委員長

市川房

枝

同

桂 泉

同

河野 密

同 内閣統計局

川島 彦

彦

同 厚生省社会局長

葛西 嘉資

資

同 秩父セメント株式会社社長

諸井 資一

一

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

日本大学総長

東京帝国大学助教

東京産業大学講師

本会常務理事

東京産業大学教授

本会常務理事

東京帝国大学教授

慶応義塾大学教授

三菱経済研究所常務理事

参議院議員

慶応義塾大学教授

農学博士

経済学博士

経済学博士

松村

呉

神谷

美濃口

永井

小田橋

岡崎

大河内

奥井

佐倉

鈴木

寺尾

東畑

勝治郎

文炳

慶治

時次郎

亨

貞寿

文規

一男

復太郎

重夫

茂三郎

琢磨

精一

(四一)

幹事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	厚生省勤労局長	厚生省労政局長		厚生省官房総務課長		東京産業大学教授	日本放送協会々長			東京帝国大学教授	東北帝国大学講師

							法学博士			文学博士		
本	吉	吉	山	米	山	山	高	東	田	戸	武	田
多	田	武	高	沢	川	中	野	郷	辺	田	井	中
毫	忠	恵	し	常	端	篤	若		忠	貞	群	健
雄	一	市	け	道	夫	太	三	実	男	三	嗣	秀
			り			郎	郎					三

同

同

同

同

同

同

第二部会部会長 貴族院議員

同委員 日本生活問題研究所長

同 慶応義塾大学教授

同 大司教

同 東京帝國大学教授

同 經濟安定本部第四部長

經濟學博士

下 條 康 磨

醫學博士 安 藤 政 吉

醫學博士 土 井 辰 雄

醫學博士 福 田 邦 三

北 岡 壽 逸

三 國 一 義

中 島 竜 太 郎

島 村 俊 彦

左 右 田 武 夫

館 上 田 正 夫

上 田 正 夫

同 象議院議員

同 公衆衛生院々長

同 日本赤十字社産院々長

同 日本医療団結核課長

同 厚生省顧問

同 浜田病院長

同 本会常務理事

同 慶応義塾大学教授

同 公衆衛生院小児衛生部々長

同 国府台病院々長

同 日本キリスト教団理事々長

同

同

同

医学博士

医学博士

医学博士

医学博士

医学博士

医学博士

医学博士

医学博士

医学博士

医学博士

医学博士

医学博士

医学博士

医学博士

加

古

久

近

勝

小

永

永

大

育

式

富

竹

渡

藤

屋

慈

藤

俣

畑

井

井

森

藤

場

田

内

辺

シ

芳

直

宏

惟

清

亨

潜

憲

隆

三

茂

代

定

王

雄

郎

二

繪

清

亨

潜

太

潔

郎

滿

代

定

(四四)

同 同 同 同 同 同 同 同 幹 同 同 同 同

本会理事

東京帝国大学教授

同

人口政策委員会幹事

医学博士

医学博士

三	窪	堀	横	館	瀬	篠	大	増	窪	矢	吉	山	吉
										内			
木	田		田		木	崎	磯	田	田	原	益	田	坂
行	嘉	秀			三	信	敏	重	嘉	忠	修	越	俊
治	彰	夫	年	総	雄	男	雄	喜	彰	雄	夫	二	藏

(四五)

同 同 同 書 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
記

中	宮	大	池	上	館	篠	島	左	童	根	中	中	增	三
男	田	丸	田	田		崎	村	右	田	村	山	島	田	國
又	千	紀	盛	正		信	俊	武	定	當	良	竟	重	一
男	秋	夫	廉	夫	總	男	彦	夫	正	三郎	男	太郎	喜	義

(四六)



国立社会保障・人口問題研究所



1 5 8 0 3 8

国立社会保障・人口問題研究所



1 5 8 0 3 8

071\* 9\*1

人口問題研究会  
新人口政策基本方針に関する建議 [昭  
和21年11月]  
東京 人口問題研究会 '46.11  
46PP. 25CM